

訪問看護ステーションふくろう等々力
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団創福会が設置する訪問看護ステーションふくろう等々力（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年10月11日条例第111号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重し

ながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」（平成24年10月11日条例第112号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託は行わない。

（事業所の名称等）

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションふくろう等々力
- (2) 所在地 東京都世田谷区等々力三丁目5-11
ライオンズマンション等々力第5-203

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき
指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。
看護職員は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書を作成し、利用者又はその家族
に説明する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。
- (4) 看護補助者：適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護師と同行訪問し、看護師の補助を行う。
- (5) 事務職員 1名（常勤兼務）

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

事業所の営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。
但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制が整
った場合には、前項の規定にかかわらず常時、利用者やその家族からの電話等による
連絡・相談・訪問に対応する。

（訪問看護の利用時間及び利用回数）

第8条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定
めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

（訪問看護の提供方法）

第9条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護を希望する者が主治医に申し出て、主治医が事業所に交付した指示書によ
り、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 訪問看護を希望する者に主治医がない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、
地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第10条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の
維持回復を図るよう妥当適切に行うこと目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明

利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載

(サービス内容の例)

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 精神疾患の看護
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ カテーテル等の管理
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

(3) 訪問看護報告書の作成

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故処理)

第12条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(指定訪問看護の利用料等)

第13条 事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。なお、法定代理受領に

よらない利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号）によるものとする。

2 事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護予防訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の 1 割、2 割又は 3 割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。なお、法定代理受領によらない利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生省告示第 127 号）によるものとする。

なお、健康保険の場合は診療報酬の額による。

3 事業所は、基本利用料のほか次の場合はその他の利用料として、次の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

15,000 円（16,500 円税込み）

なお、営業時間外は上記金額に 30%（4,500 円）を加算する。

また、交通費に関しては次項を適用する。

(2) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実額を徴収する。

実額とは、電車、バス等の公共交通機関を利用した場合にかかった費用のことを言う。

(3) 降雪、荒天時、または深夜早朝にタクシーを利用して訪問した場合には、前項の規定に寄らず、実費を徴収する。

(4) 訪問看護のキャンセル料は、体調悪化による急な受診や入院を除き、前日 17 時までに連絡がない場合 3,000 円を徴収する。

4 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 14 条 通常の事業の実施地域は、世田谷区玉川地域、大田区の一部、目黒区一部の区域とする。（玉堤、尾山台、等々力、玉川、用賀、瀬田、奥沢、玉川田園調布、上野毛、中町、野毛、駒沢、深沢、田園調布、八雲、自由が丘）

（相談・苦情対応）

第 15 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。
- 3 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行うものとする。
 - 4 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。
 - 5 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は医療法人社団 創福会と連携し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

(5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者

(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止等)

第18条 事業所は医療法人社団 創福会と連携し、適切な訪問看護・介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(衛生管理等)

第19条 事業所は医療法人社団 創福会と連携し、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

1 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次にあげる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は医療法人社団 創福会と連携し、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該等業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、社会的使命を充分認識し、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 従業者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。(医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は3年間、診療録は5年間保管とする)。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 創福会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月8日から施行する。

この変更規程は、令和4年2月1日から施行する。

この変更規程は、令和6年6月1日から施行する。

この変更規程は、令和7年1月1日から施行する。